



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 寺崎電気産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田正一
(JASDAQ・コード番号 6637)
問合せ先 常務取締役 諏訪 猛
(TEL. 06-6692-1131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し平成 19 年 6 月下旬開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 第 5 条（公告をする方法）に定める当社の公告方法を、周知性の向上や合理化を図るため日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 機動的な資本政策の遂行を可能とするため、授権株式数を変更案第 6 条（発行可能株式総数）のとおり 4,800 万株から 5,200 万株に変更するものであります。
- (3) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 8 条に自己株式の取得を新設し、現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (4) 当社株式が平成 19 年 3 月 16 日をもってジャスダック証券取引所へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第 9 条、第 10 条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(公告をする方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800万株とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定に掲げる権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(公告をする方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,200万株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p>